

条例の概要



条例は、いじめ防止や早期発見と、適切、かつ、迅速に対処するための対策について、町や保護者等の責務・役割を明らかにしています。さらに、法律とあわせていじめ防止等対策を総合的・効果的に推進し、児童生徒が安心して学校生活を送り、健やかに成長できる環境をつくることを目的としています。

○条例・基本方針はホームページに掲載予定です。

■お問い合わせ先
福島町教育委員会
学校教育係
☎47-3675

児童生徒の役割

児童生徒は、どんな理由があってもいじめを行ってはけません。

町の責務

いじめ防止等の対策について、関係機関・団体と連携し、福島町の状況に応じた施策を策定し実施します。

町民等の役割

- ・地域において児童生徒と触れ合う機会を大切にし、見守るとともに心身とも健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- ・いじめが行われている又はその疑いがあると認めた場合、学校等に連絡するなど、町や学校が行ういじめ防止等の対策に協力します。

学校・教職員の責務

- ・児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、徹底して守り通し、いじめの早期解消のため適切、かつ、迅速に対処します。
- ・教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識に立ち、児童生徒一人一人の個性について理解を深め、信頼関係を築きます。

いじめのサインを見逃さないで！

こんな時は
要注意

◇起床時

- ・布団からなかなか起きてこない
- ・具合が悪そう
- ・食欲がなくなった

◇登下校時

- ・友達のカバンなどを持たされる
- ・ひとりで登下校している

◇帰宅時

- ・勉強しなくなる
- ・お金を持ち出したり必要以上のお金をほしがる
- ・理由のわからないアザや傷、衣服の汚れがある

◇就寝時

- ・寝つきが悪い、眠れない日が続く
- ・学校で使うものがなくなっている、壊れている
- ・教科書やノートに落書きや、破られた跡がある